白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

令和5年4月に行政組織が改編されることに伴い、総務常任委員会、 文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会が所管する部等の名称を変 更するものです。

2 改正の概要

当に 乗旦人	所 管				
常任委員会	改正後		改正前		
総務	経営企画部	企画政策課	総合政策部	企画政策課	
(第2条		財政課		秘書広報課	
第 2 項		DX推進課		総務課	
第1号	総務部	総務課		安心安全課	
関係)		税務課		財政課	
		市民課		改革推進課	
		安心安全課		税務課	
	生活経済部の一部	地域振興課	市民生活部の一部	地域振興課	
				市民課	
	会計課		会計課		
	他の委員会に属しない事項		他の委員会に属しない事項		
文教厚生	生活経済部の一部	環境課	市民生活部の一部	環境課	
(第2条	健康福祉部	福祉課	健康福祉部	福祉課	
第2項		高齢介護課		子育て支援課	
第2号		保険年金課		保育課	
関係)		子育て支援課		高齢介護課	
		こども保育課		保険年金課	
		健康増進課		健康増進課	
	教育部_	教育総務課	学校教育部_	教育総務課	
		教育指導課		教育指導課	
		生涯学習課	生涯学習部	学び支援課	
				いきいき教育課	
産業建設	生活経済部の一部	商工観光課	市民生活部の一部	商工観光課	
(第2条		農政課		農政課	

第2項	都市整備部	街づくり課	都市整備部	街づくり課
第3号		道路課		道路課
関係)		建築課		建築課
				医療福祉拠点整備推進室
	上下水道部	経営課	上下水道部	経営課
		上下水道課		水道課
				下水道課
	農業委員会		農業委員会	

3 施行期日 令和5年4月1日